

秋田県総合政策審議会の部会に関する取扱いについて

(令和８年４月１日)

第１条 秋田県総合政策審議会条例（平成１７年秋田県条例第９１号）第６条第１項に規定する部会として、企画部会、未来づくり部会、観光・交流部会、農林水産部会、産業部会、健康・医療・福祉部会、教育・人づくり部会、防災・減災・県土強靱化部会及び環境・暮らし部会を設置する。

第２条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(１) 企画部会

秋田県の政策推進に係る企画に関する事、各専門部会の所掌事項に関する総合的な調整に関する事及び他の部会に属さない事項に関する事。

(２) 未来づくり部会

秋田県総合計画の「政策１」の推進に関する事。

(３) 観光・交流部会

秋田県総合計画の「政策２」の推進に関する事。

(４) 農林水産部会

秋田県総合計画の「政策３」の推進に関する事。

(５) 産業部会

秋田県総合計画の「政策４」の推進に関する事。

(６) 健康・医療・福祉部会

秋田県総合計画の「政策５」の推進に関する事。

(７) 教育・人づくり部会

秋田県総合計画の「政策６」の推進に関する事。

(８) 防災・減災・県土強靱化部会

秋田県総合計画の「政策７」の推進に関する事。

(９) 環境・暮らし部会

秋田県総合計画の「政策８」の推進に関する事。

第３条 部会に関する所掌事項を取りまとめる事務局は、次のとおりとする。

(１) 企画部会

政策企画部総合政策課

(２) 未来づくり部会

人口戦略部人口戦略課

(３) 観光・交流部会

観光文化スポーツ部観光戦略課

(４) 農林水産部会

農林水産部農林政策課

(５) 産業部会

産業労働部産業政策課

(６) 健康・医療・福祉部会

健康福祉部福祉政策課

(７) 教育・人づくり部会

教育庁総務課

(8) 防災・減災・県土強靱化部会 建設部建設政策課

(9) 環境・くらし部会 生活環境部県民生活課

第4条 部会長は、必要に応じて委員及び専門委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

第5条 前各条に定めるもののほか、部会の取扱いに関し必要な事項は、会長が定める。